

議案第64号

文化財の登録について

上記の議案を提出する。

平成29年10月2日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり登録する。

(提案理由)

墨田区文化財保護条例(昭和57年墨田区条例第21号)第5条の規定に基づき、登録する必要がある。



29 墨文審第5号

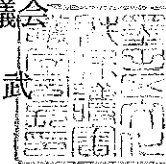
平成29年9月22日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区文化財保護審議会

会長 中川 武



墨田区登録有形文化財（古文書）の登録について（答申）

平成29年5月19日付け29墨教地第131号により諮問のあった下記の文化財の登録について、墨田区文化財保護条例第23条の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

記

文化財の種別

墨田区登録有形文化財（古文書） 法泉寺文書 宗教法人法泉寺

## 文化財の登録（答申）

登録番号	225	所有者	宗教法人法泉寺（代表役員西山哲央）
種別	有形文化財（古文書）	住所	東向島三丁目8番1号
名称	法泉寺文書	管理責任者	
員数	669点（157件）	住所	

法泉寺において分類整理された157の文書群より成り（この分別形態は、法泉寺において明治期以降何度か調査・整理が実施されてきたことを示す）総計669点の歴史的文書を内包する。

江戸期の武家抱屋敷の経営に関するものなど、都市近接地域に特徴的なものと考えられる文書が比較的まとまって残されており、現墨田区域をはじめとする、本来農業を主生業とした江戸（東京）近接地域の性格の変容過程を解明するうえで貴重な情報源となる。

